

**ICC でんき 電気料金メニュー約款  
新旧対照表**

2024年8月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・小売電気事業者の変更

2. 電気料金メニュー約款（ICC でんき）新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
表紙	小売電気事業者： <u>九電みらいエナジー株式会社</u>	媒介事業者： <u>株式会社アイ・シー・シー</u> 小売電気事業者： <u>九州電力株式会社</u>
第1条 適用	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、 <u>九電みらいエナジー株式会社</u> が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、 <u>九州電力株式会社</u> が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。
第4条 契約種別	<p><b>1. ICC でんき B</b></p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が<u>本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円（以下単に「X円」といいます。）</u>を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別</p>	<p><b>1. ICC でんき B</b></p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別燃料費調整額を加えたものとし、本約款別</p>

	紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。	
	<p><b>3. ICC でんき E ライフ</b></p> <p>(1)適用条件</p> <p>(a) <u>契約容量が原則として 10 キロボルトアンペア以下であること。</u>ただし、契約中に<u>契約電力が 10 キロボルトアンペアを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます</u></p> <p>(3) 契約容量</p> <p>(a)原則として次のいずれかにより、契約容量を定めます。</p> <p>イ)契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p> <p>(b)別紙 4（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は、(a)にかかわらず、契約容量は、原則として、次の（イ）によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が（ロ）によってえた値以上となる場合は、（イ）によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>(4)時間帯区分</p> <p>(a)デイトタイム</p> <p>毎日午前 9 時から午後 5 時までの時間をいい</p>	<p><b>3. ICC でんき E ライフ</b></p> <p>(1)適用条件</p> <p>(a) <u>電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 10 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。</u>ただし、契約中に<u>最大需要容量が 10 キロワットを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。</u></p> <p>(3) 契約容量</p> <p>(a)原則として次のいずれかにより、契約容量を定めます。</p> <p>(イ)契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに<u>料金メニュー約款別紙 1（負荷設備の入力換算容量）</u>によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、<u>料金メニュー約款別紙 3（契約負荷設備の総容量の算定）</u>によって総容量を定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p> <p>(b)<u>料金メニュー約款別紙 4（夜間蓄熱式機器）</u>に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は、(a)にかかわらず、契約容量は、原則として、次の（イ）によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が（ロ）によってえた値以上となる場合は、（イ）によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>(4)時間帯区分</p> <p>(a)デイトタイム</p> <p>毎日午前 9 時から午後 5 時までの時間をいい</p>



	<p>(イ)デイトタイム 毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、別紙 2 (休日等) に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>(ロ)ホームタイム 別紙 2 (休日等) に定める日以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに別紙 2 (休日等) に定める日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。</p>	<p>(イ)デイトタイム 毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、<u>料金メニュー約款別紙 2</u> (休日等) に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>(ロ)ホームタイム <u>料金メニュー約款別紙 2</u> (休日等) に定める日以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに<u>料金メニュー約款別紙 2</u> (休日等) に定める日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。</p>
第 4 条	<p><b>5. ICC でんきスマート (朝とく)</b></p> <p>(1)適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、<u>契約容量が原則として 10 キロボルトアンペア以下であること。</u>ただし、<u>契約中に契約電力が 10 キロボルトアンペアを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。</u></p> <p>(4)時間帯区別 時間帯の区分は、次のとおりといたします。 (イ)デイトタイム 毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、別紙 2 (休日等) に定める日の該当する時間を除きます。 (ロ)ホームタイム 別紙 2 (休日等) に定める日以外の毎日午前 9 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに別紙 2 (休日等) に定める日の午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。</p>	<p><b>5. ICC でんきスマート (朝とく)</b></p> <p>(1)適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、<u>使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。)</u>が 10 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。ただし、<u>契約中に最大需要容量が 10 キロワットを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。</u></p> <p>(4)時間帯区別 時間帯の区分は、次のとおりといたします。 (イ)デイトタイム 毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、<u>料金メニュー約款別紙 2</u> (休日等) に定める日の該当する時間を除きます。 (ロ)ホームタイム <u>料金メニュー約款別紙 2</u> (休日等) に定める日以外の毎日午前 9 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに<u>料金メニュー約款別紙 2</u> (休日等) に定める日の午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。</p>
第 4 条	<p><b>6. ICC でんきスマート (夜とく)</b></p> <p>(1)適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、<u>契約容量が原則として 10 キロボルトアンペア</u></p>	<p><b>6. ICC でんきスマート (夜とく)</b></p> <p>(1)適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、<u>使用する最大容量 (以下「最大需要容量」とい</u></p>

	<p>以下であること。ただし、契約中に<u>契約電力が10キロボルトアンペアを超過</u>した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。</p> <p>(4)時間帯区別 時間帯の区分は、次のとおりといたします。 (イ)デイトム 毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別紙2(休日等)に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>(ロ)ホームタイム 別紙2(休日等)に定める日以外の毎日午前7時から午前10時までおよび午後5時から午後9時までの時間ならびに別紙2(休日等)に定める日の午前7時から午後9時までの時間をいいます。</p>	<p>ます。)が10キロボルトアンペア未満であるものに適用します。ただし、契約中に<u>最大需要容量が10キロワットを超過</u>した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。</p> <p>(4)時間帯区別 時間帯の区分は、次のとおりといたします。 (イ)デイトム 毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、<u>料金メニュー約款別紙2</u>(休日等)に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>(ロ)ホームタイム <u>料金メニュー約款別紙2</u>(休日等)に定める日以外の毎日午前7時から午前10時までおよび午後5時から午後9時までの時間ならびに<u>料金メニュー約款別紙2</u>(休日等)に定める日の午前7時から午後9時までの時間をいいます。</p>
第4条	<p><b>7. ICC でんき低圧電力</b></p> <p>(3)契約電力 (a)契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別紙1(負荷設備の入力換算容量)によって換算するものとします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]</p> <p>(4)電気料金 (b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によつ</p>	<p><b>7. ICC でんき低圧電力</b></p> <p>(3)契約電力 (a)契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、<u>料金メニュー約款別紙1</u>(負荷設備の入力換算容量)によって換算するものとします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]</p> <p>(4)電気料金 (b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によつ</p>

	<p>て算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1に記載の期間とし、その他季とは、第2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>	<p>て算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、<u>料金メニュー約款第2条1</u>に記載の期間とし、その他季とは、<u>料金メニュー約款第2条2.</u>に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>
<p>附 則</p>	<p>この料金メニュー約款の実施時期 この料金メニュー約款は、<u>2024年4月1日</u>より実施します。</p> <p>約款改定履歴</p> <p>2019年 5月1日 制定 2019年 10月1日 改定 2020年 4月1日 改定 2022年 6月1日 改定 2023年 4月1日 改定 2024年 4月1日 改定</p>	<p>この料金メニュー約款の実施時期 この料金メニュー約款は、<u>2024年8月1日</u>より実施します。</p> <p>約款改定履歴</p> <p>2019年 5月1日 制定 2019年 10月1日 改定 2020年 4月1日 改定 2022年 6月1日 改定 2023年 4月1日 改定 2024年 4月1日 改定 <u>2024年 8月1日 改定</u></p>